

内閣府規制改革会議  
基本ルールタスクフォースヒアリング  
資料

平成 20 年 6 月 30 日  
総務省行政評価局

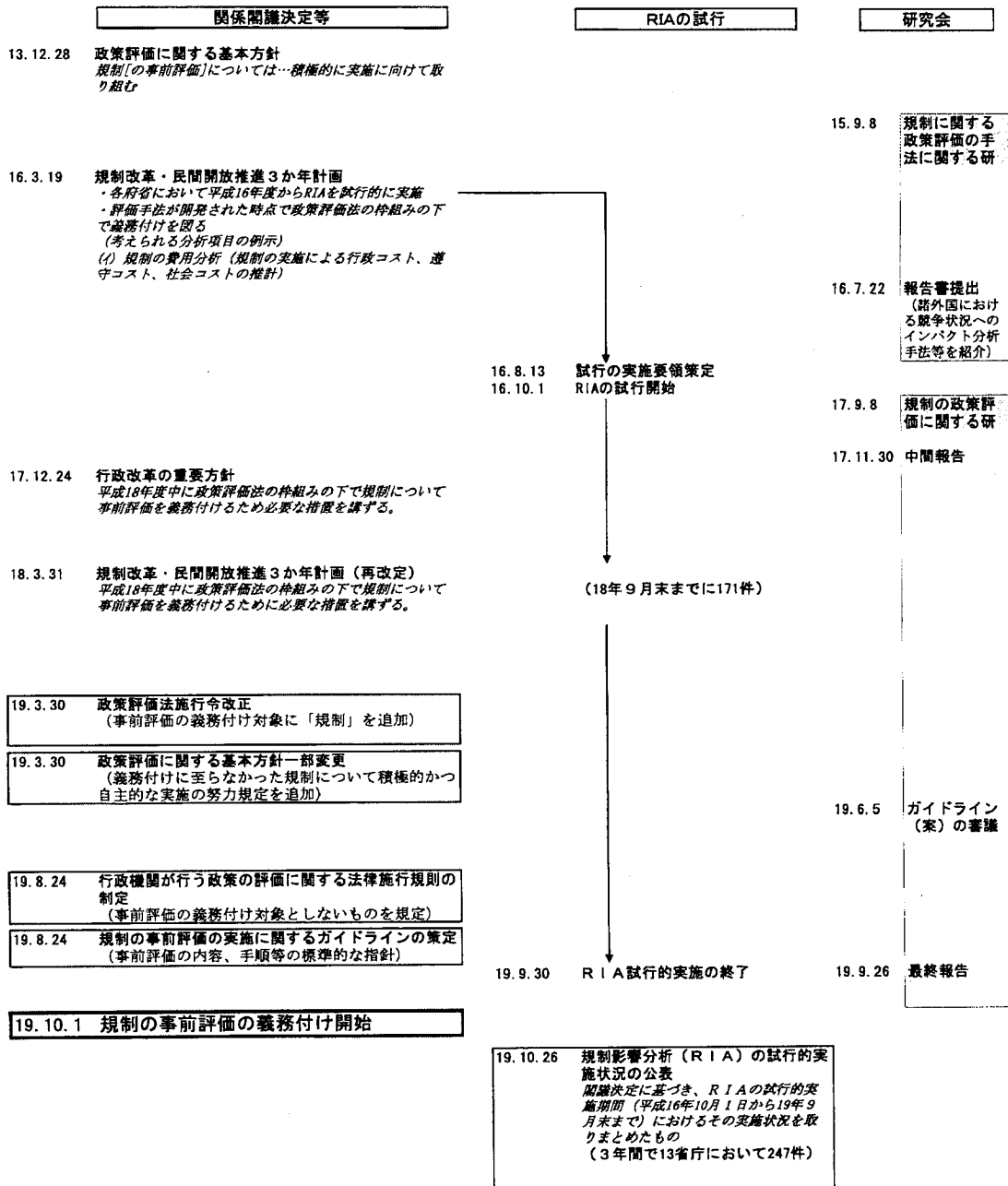
内閣府規制改革会議  
基本ルールタスクフォースヒアリング  
資料目次

資料 1	規制の事前評価の義務付けについて . . . . .	1
資料 2	我が国の政策評価制度の体系 . . . . .	2
資料 3	行政機関が行う政策の評価に関する法律（抄）、 同法施行令（抄）、同法施行規則（抄） . . . . .	3
	※ 規制の事前評価に係る部分を抜粋	
資料 4	規制の事前評価の実施に関するガイドライン . . . . .	6
資料 5	各府省の政策評価の点検 . . . . .	16
資料 6	行政機関が行う政策の評価に関する法律（抄）、 政策評価に関する基本方針（抄） . . . . .	17
	※ 客観性担保評価活動に係る部分を抜粋	
資料 7	政策評価の点検結果 — 評価の実効性の向上に向けて — (平成 20 年 3 月 総務省行政評価局) (抜粋) . . . . .	18
資料 8	経済財政諮問会議 有識者議員提出資料 . . . . .	32
	(平成 20 年 2 月 28 日、5 月 9 日、6 月 10 日開催分) (抜粋)	

# 規制の事前評価の義務付けについて

資料1

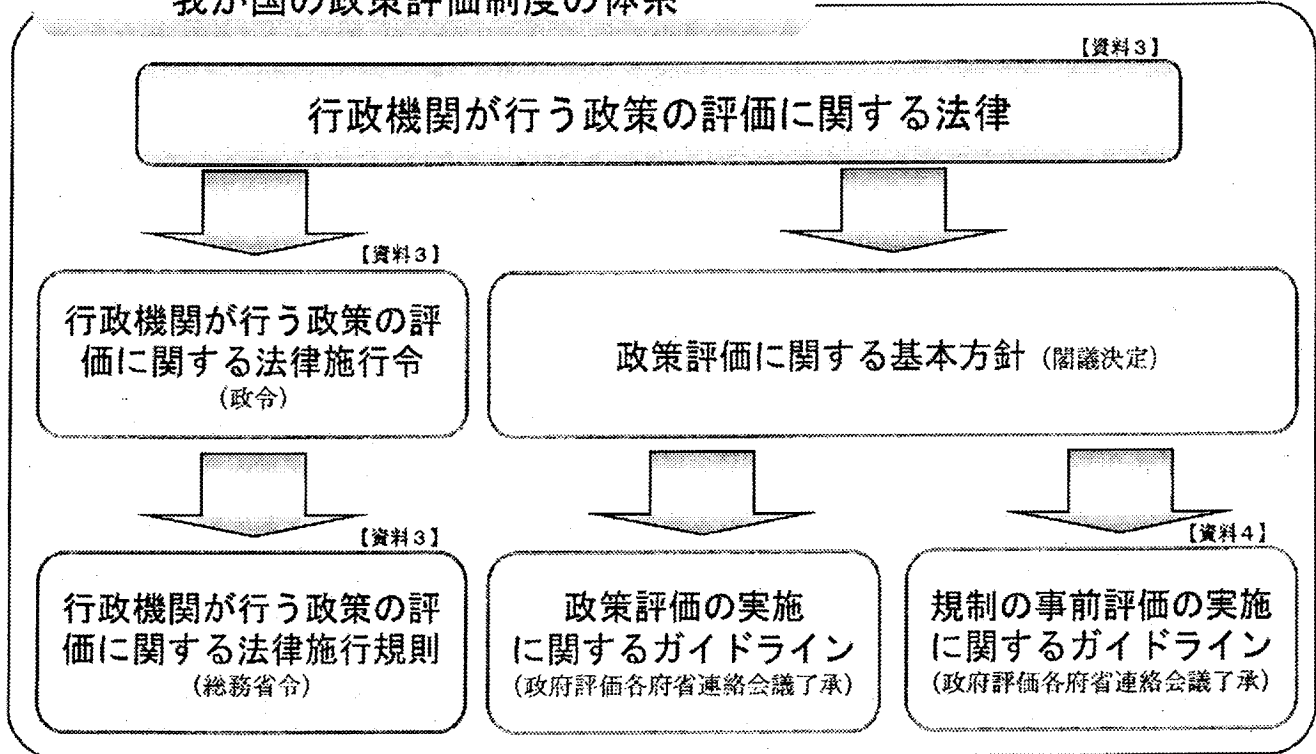
平成19年10月1日から、政策評価法の枠組みの下で、規制の新設又は改廃の際、各行政機関は規制の事前評価を実施



## 義務付け以降の総務省の取組等

- 19.11.9 規制の事前評価に関する講演会  
(於中央合同庁舎2号館総務省地下2階講堂)  
平成19年10月1日から義務付けられた規制の事前評価の円滑な実施を推進するため、専門的な知見や、諸外国の現状、規制の対象となる側からの要望を紹介
- 20.3.12 政策評価に関する統一研修  
(於中央合同庁舎2号館総務省地下2階講堂)  
各府省の政策評価担当組織の職員を対象に、規制の事前評価をテーマとして取り上げ、専門的な知見や府省における取組事例等を紹介
- 20.3.28 政策評価の点検結果-評価の実効性の向上に向けて-  
規制の事前評価について、新たに点検(「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承)に沿って各府省における取組の現状を整理)

## 我が国の政策評価制度の体系



## 規制の事前評価の義務付けについて

### 事前評価義務付け分野 (施行令第3条)

●研究開発（10億円以上）（施行令第3条第1・2号）

●公共事業（10億円以上）（施行令第3条第3・4号）

●政府開発援助（施行令第3条第5号）  
 ・無償資金協力（10億円以上）  
 ・有償資金協力（150億円以上）

【平成14年4月1日施行】

●規制（施行令第3条第6号）

【平成19年10月1日施行】

評価対象となる「規制」とは？

「国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（略）」（施行令第3条第6号）  
 例えば、営業開始の許可・認可等、基準違反した場合等の営業停止命令、成分等の表示義務、名義貸しの禁止等

## 行政機関が行う政策の評価に関する法律（抄）

平成13年法律第86号

第9条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

- 一 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。
- 二 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

## 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（抄）

平成13年政令第323号

第3条 法第9条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。ただし、事前評価の方法が開発されていないものその他の事前評価を行わないことについて相当の理由があるものとして総務大臣並びに当該政策の企画及び立案をする行政機関の長（法第2条第1項第2号に掲げる機関にあつては内閣総理大臣、同項第4号に掲げる機関にあつては総務大臣）が共同で発する命令で定めるものを除く。

一～五（略）

六 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。）をいう。以下この号において同じ。）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更（提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。）をすることを目的とする政策

## 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則

平成19年8月24日総務省令第95号

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第6号の規定に基づき、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則を次のように定める。

（令第3条第6号の総務省令で定めるもの）

第1条 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（以下「令」という。）第3条第6号の総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国税又は地方税の賦課又は徴収
  - 二 一定の要件に該当する者が法令により直接に被保険者、加入者等とされる保険、年金、共済、基金等であって当該者がその給付又はこれに類するものを受けるものの保険料、掛金その他これらに類するものの賦課又は徴収
  - 三 裁判手続及びこれに付随する手続
  - 四 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）に係る手続
  - 五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分に係る手続
  - 六 聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続
  - 七 犯罪の捜査又は少年事件の調査
  - 八 国税若しくは地方税の犯則事件、金融商品取引の犯則事件又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく犯則事件の調査
  - 九 裁判の執行
  - 十 補助金等若しくは間接補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等若しくは同条第4項に規定する間接補助金等のうち国民に対して交付されるものをいう。）の交付の申請手続又は政府若しくは地方公共団体がその債務について保証契約をする法人に対する貸付け若しくは出資の申込みの手続
  - 十一 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条の規定に基づく防衛出動及び同法第77条の2の規定に基づく防衛のための施設を構築する措置
- （令第3条第6号の総務省令で定める変更）

第2条 令第3条第6号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる行為をすべき書面の種類、記載事項若しくは様式又は第1号若しくは第2号に掲げる行為をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の種類、記録事項若しくは様式若しくは第3号若しくは第4号に掲げる行為をすべき電磁的記録の記録事項の軽微な変更とする。

- 一 保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備すること。
- 二 作成し、記載し、記録し、又は調製すること。
- 三 掲示し、提示し、縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写させること。
- 四 交付し、若しくは提出し、又は提供すること。

#### 附 則

この省令は、平成19年10月1日から施行する。